



発行 新潟県

第 33 号

平成24年4月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 629 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 630 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 631 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 632 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 633 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 634 保安林の指定予定（治山課）
- 635 保安林の指定（治山課）
- 636 保安林の指定（治山課）
- 637 保安林の指定（治山課）
- 638 保安林の指定（治山課）
- 639 保安林の指定（治山課）
- 640 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 641 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 642 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 643 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
- 644 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
- 645 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 646 基本測量の終了通知（監理課）
- 647 基本測量の終了通知（監理課）
- 648 道路の区域変更（道路管理課）
- 649 道路の区域変更（道路管理課）
- 650 道路の供用開始（道路管理課）
- 651 道路の区域変更（道路管理課）
- 652 道路の区域変更（道路管理課）
- 653 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 654 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 狩猟免許試験の実施（環境企画課）
- 狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施（環境企画課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局告示

- 4 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

公安委員会規則

- 7 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

公安委員会告示

- 28 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域（少年課）

告 示

◎新潟県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みぞはた眼科	長岡市千秋2丁目278番地リバーサイド千秋2階	平成24年1月14日
あおぞら皮膚科クリニック	上越市大字飯2519	平成24年4月1日
かおる心療内科	三条市新光町1番29号	平成24年3月1日
相澤医院	糸魚川市新鉄1丁目3番6号	平成24年4月1日
大平歯科医院	長岡市船江町3番地11	平成24年2月6日
加藤歯科医院	五泉市旭町8番33号	平成23年11月10日
サカエ薬局	上越市幸町14番10号	平成24年4月1日
薬局かさや	上越市大町4丁目2番12号	平成24年4月1日
五十公野薬局	新発田市五十公野6804	平成24年4月1日
三日市薬局	新発田市三日市605-4	平成24年4月1日
桑野薬局	胎内市本町7-25	平成24年2月1日

◎新潟県告示第630号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
医療法人社団 愛眼会 新潟眼科クリニック 小出分院	魚沼市稲荷町1丁目22番地	名称	医療法人社団 愛眼会 児嶋眼科医院 小出分院	医療法人社団 愛眼会 新潟眼科クリニック 小出分院	平成24年4月1日

新潟県厚生農業協同組合連合会 柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2丁目11番3号	名称	新潟県厚生農業協同組合連合会 刈羽郡総合病院	新潟県厚生農業協同組合連合会 柏崎総合医療センター	平成24年4月1日
安江調剤薬局	上越市安江1-2-19	名称	有限会社 ユーワイメディスン 安江調剤薬局	安江調剤薬局	平成24年1月20日
五智調剤薬局	上越市五智新町10-22	名称	有限会社 ユーワイメディスン 五智調剤薬局	五智調剤薬局	平成24年1月20日

◎新潟県告示第631号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
内科・小児科 鳥羽医院	長岡市学校町2-8-3	平成24年4月1日
みぞはた眼科	長岡市城内町3丁目8-1ニュー大黒ビル1F	平成24年1月13日
立川メディカルセンター 放射線科クリニック	長岡市長町2丁目1番地14	平成24年3月20日
医療法人 みるら神経内科・心療内科	三条市新光町1番29号	平成24年2月29日
医療法人社団 三生会 佐藤頭医院	村上市金屋2087	平成24年3月6日
医療法人社団 相澤医院	糸魚川市新鉄1丁目3番6号	平成24年3月31日
大平歯科医院	長岡市船江町3番地11	平成23年12月15日
加藤歯科医院	五泉市旭町8番33号	平成23年11月9日
西方歯科分院	北蒲原郡聖籠町大夫2166-1	平成24年1月27日
大手薬局 嵐南調剤	三条市東本成寺21-16	平成23年12月31日
大手薬局 川西調剤	十日町市山野田370-1	平成23年12月31日
桑野薬局	胎内市本町7-25	平成23年12月31日

◎新潟県告示第632号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年 4 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名 称 信楽園病院
- 2 所 在 地 新潟市西区新通南 3 丁目 3 番11号
- 3 有効期間 平成24年 5 月 1 日から
平成27年 4 月30日まで

◎新潟県告示第633号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、五泉市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年 4 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項第 1 号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査期日		検査場所	検査区域
6 月 4 日 (月)	午前10時から正午まで 午後 1 時から 3 時30分まで	五泉市総合会館	五泉市全域
6 月 5 日 (火)			
6 月 6 日 (水)			
6 月 7 日 (木)			
6 月 8 日 (金)			
6 月11日 (月)	五泉市さくらんど会館		
6 月12日 (火)			
6 月13日 (水)			
6 月14日 (木)			
6 月15日から平成 25年 3 月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月31日、1 月 2 日、 1 月 3 日を除く。	午前 9 時30分から正午まで 午後 1 時から 3 時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 （平成 5 年通商産業省 令第70号）第39条第 1 項 に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年 4 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県上越市大島区大平字中林 471、471 の 4、483 の 2、486、字小ノ沢 1768 の 3、1777 の 3、1781、1783、1791 の 3、1793 の 3、1793 の 4、1796 の 1、1796 の 2、1797 の 1、1797 の 2、1798 の 1、1798 の 2、1799 の 1、1799 の 2、1800 の 1、1800 の 2、1802 の 1、1804 の 1、1809、1810、1811 の 1、1815 の 1、1816 の 3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県岩船郡粟島浦村字正ノ宮 1808 の 1、1808 の 19、1808 の 53、字鳥ノ木平 2027 の 74、2027 の 75、2027 の 102
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び粟島浦村役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第636号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県岩船郡粟島浦村字滝ノ下 1538 の 3、1538 の 4、1538 の 6 から 1538 の 8 まで、1538 の 23、1539 から 1541 まで、1542 の 1、1542 の 2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び粟島浦村役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第637号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県佐渡市五十浦 549、553 の 1、553 の 2、559 の 1 から 559 の 3 まで、560、561 の 1 から 561 の 3 まで、563 の 1、569 の 2、573 の 1 から 573 の 3 まで、574、575、589 の 2、590 の 1、590 の 2、591 の 1、601
- 2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第638号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県村上市桑川字北沢 972 の 15 から 972 の 17 まで、972 の 18（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県村上市薦川字姥滝 59 の 1 から 59 の 5 まで、59 の 7、59 の 8、字日陰 62 の 1、62 の 4 から 62 の 7 まで、62 の 9 から 62 の 13 まで、字雁沢 130 の 1、130 の 4、130 の 5、130 の 12 から 130 の 17 まで、130 の 20、130 の 22、字トトメキ 218、字アラ田 1143 の 1、1143 の 8 から 1143 の 17 まで、字アサミ沢 1208 の 1、字屋敷沢 1221 の 1、1221 の 3 から 1221 の 8 まで、字ツキノキ 1230 の 1、1230 の 3、1230 の 4、字赤倉 1250 の 1、1250 の 2、1250 の 4 から 1250 の 6 まで、1250 の 11、1250 の 12、1250 の 17、字桃木沢 1251 の 1、1251 の 9、1251 の 20、字ガンジキ沢 1252 の 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第640号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の福島江土地改良区の定款の変更を平成24年4月18日認可した。

平成24年4月27日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第641号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区の定款の変更を平成24年4月19日認可した。

平成24年4月27日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第642号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年5月1日から平成24年5月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月27日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
津南町 上村君子ほか1名	城原上方	区画整理 事業	新規	土地改良事業計画書の写し 規約の写し	中魚沼郡 津南町役場	第95条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第643号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成24年4月27日

新潟県村上地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
関川村 関川村土地改良区	朴坂	農業用排水施設整備(県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	平成23年12月6日

◎新潟県告示第644号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成24年4月27日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日

津南町 津南郷土地改良 区	大井平万が 窪	農業用排水施設整 備（県単農業農村整 備「かんがい排水」） 事業	平成 24 年 1 月 17 日
---------------------	------------	---	------------------

◎新潟県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成24年5月1日から平成24年5月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 4 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	三和中部第1	換地計画書の写し	上越市役所及び三和区総合事務所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第646号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年 4 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間 平成23年9月13日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市、村上市、阿賀町、胎内市、柏崎市、妙高市、上越市、佐渡市、湯沢町

◎新潟県告示第647号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年 4 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間 平成23年11月29日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 加茂市

◎新潟県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 4 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新関橋田村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市橋田字橋田 1008 番 5 から	新	9.4～11.5メートル	75.4メートル
同市橋田字橋田1007番 3 まで	旧	10.0～11.5メートル	75.4メートル

◎新潟県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字京田字細田 2 番 1 から	新	24.6～48.4メートル	72.2メートル
同市大字向橋字岩ノ原151番23まで	旧	24.6～45.2メートル	72.2メートル

◎新潟県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 上越新井線
- 2 供用開始の区間
上越市大字京田字細田 2 番 1 から同市大字向橋字岩ノ原 151 番 23 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月27日

◎新潟県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒岩下小野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市柿崎区黒岩字カンバラ 2692 番から	新	5.5～8.0メートル	12.3メートル

同市柿崎区黒岩字カンバラ2690番1まで	旧	5.5～8.8メートル	12.3メートル
----------------------	---	-------------	----------

◎新潟県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 4月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 姫川港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字寺島字圀地 757 番 3 から 同市寺島一丁目746番1まで	新	(A) 5.2～9.4メートル	72.5メートル
糸魚川市大字寺島字ボフシ作773番2から 同市寺島一丁目746番1まで		(B) 4.8～8.8メートル	124.5メートル
糸魚川市大字寺島字圀地 757 番 3 から 同市寺島一丁目746番1まで	旧	5.2～9.4メートル	72.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第653号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年 4月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
割町地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北河内地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松山地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮花寺(1)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮花寺(2)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮花寺(4)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田北地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
油田南地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流

蓮花寺地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
荒戸ヶ入地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
吉ヶ谷地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
数田沢地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
山谷沢(1)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
山谷沢(2)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
蓮花寺(1)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
蓮花寺(2)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
蓮花寺地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	地すべり
備後地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西河内東地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺沢1地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西河内西地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺沢2地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逆谷(1)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逆谷(2)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逆谷(1)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流
逆谷(2)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流
柊沢地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流
備後沢地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流
東河内沢地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流
逆谷(3)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流
逆谷(4)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流
逆谷(5)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流
逆谷地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	地すべり
逆谷(1)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年 4 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
割町地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北河内地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松山地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮花寺(1)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮花寺(2)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮花寺(4)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田北地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
蓮花寺地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
荒戸ヶ入地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
吉ヶ谷地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
山谷沢(2)地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	土石流
備後地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西河内東地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺沢1地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西河内西地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺沢2地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逆谷(1)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逆谷(2)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逆谷(3)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流
逆谷(5)地区	長岡市逆谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

狩猟免許試験の実施について(公告)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験の日時及び場所

試験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月8日 (日)	午前9時	午前9時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	5月28日(月) ～6月18日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市柳原2-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越保健所 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟テルサ (新潟市中央区鐘木185-18)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市	
9月2日 (日)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市柳原2-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	7月23日(月) ～8月13日(月)
			上越保健所 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市、村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	
11月22日 (木)	午前9時	午前9時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	10月12日(金) ～11月2日(金)

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許手数料(新潟県収入証紙5,200円(現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円))を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課）に、第1回（平成24年7月8日実施）を受験しようとする者にあつては平成24年5月28日から6月18日までの間に、第2回（平成24年9月2日実施）を受験しようとする者にあつては平成24年7月23日から8月13日までの間に、第3回（平成24年11月22日実施）を受験しようとする者にあつては平成24年10月12日から11月2日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場で受験すること。指定会場以外で受験を希望する場合は、申請の際に、申し出るものとする。指定された日時及び会場で受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免許状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県県民生活・環境部環境企画課（電話025(280)5152）又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成24年 4 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 適性試験及び講習の日時、会場

地域	適性検査・講習			検査・講習会場 (所在地)	対象地域	申請期間
	月 日	受付時間	開始時間			
村上	6 月 27 日 (水)	午後 1 時	午後 1 時 30 分	荒川地区公民館 (村上市羽ヶ榎104-25)	村上市(旧荒川町、旧神林村)、 関川村	5月18日(金) ～ 6月12日 (火)
	7 月 19 日 (木)	午後 1 時	午後 1 時 30 分	村上市民ふれあい センター (村上市岩船 3270)	村上市(旧村上市、旧朝日村、 旧山北町)	6月8日(金) ～ 7月4日 (水)

新 発 田	6月20日(水)	午後1時	午後1時30分	胎内市産業文化会館 (胎内市新和町2番5号)	胎内市、新発田市(旧紫雲寺町、旧加治川村)	5月11日(金) ～6月5日(火)
	6月24日(日)	午後1時	午後1時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4-16-83)	新発田市(旧新発田市)、聖籠町	5月15日(火) ～6月11日(月)
	7月3日(火)	午後1時	午後1時30分	阿賀野市水原保健センター (阿賀野市岡山町10-15)	阿賀野市、新発田市(旧豊浦町)	5月24日(木) ～6月18日(月)
新 津	6月19日(火)	午後1時	午後1時30分	五泉市村松公民館 (五泉市村松乙130-1)	五泉市及び阿賀町(主として五泉市)	5月10日(木) ～6月4日(月)
	6月26日(火)	午後1時	午後1時30分	阿賀町公民館 (東蒲原郡阿賀町鹿瀬8985-1)	五泉市及び阿賀町(主として阿賀町)	5月17日(木) ～6月11日(月)
三 条	6月19日(火)	午後1時	午後1時30分	加茂市役所 (加茂市幸町2-3-5)	加茂市、田上町	5月10日(木) ～6月4日(月)
	6月16日(土)	午後1時	午後1時30分	吉田産業会館 (燕市吉田東栄町14番12号)	燕市、弥彦村	5月7日(月) ～6月1日(金)
	7月3日(火)	午後1時	午後1時30分	燕三条地場産業振興センター(メッセピア) (三条市須頃1丁目17番地)	三条市	5月24日(木) ～6月18日(月)
長 岡	6月19日(火)	午後1時	午後1時30分	長岡地域振興局 (長岡市四郎丸町173-2)	長岡市(旧小国町、旧川口町)、小千谷市	5月10日(木) ～6月4日(月)
	7月24日(火)	午後1時	午後1時30分	長岡市立劇場 (長岡市幸町2-1-2)	長岡市(旧三島郡、旧栃尾市、旧川口町、旧小国町以外)	6月14日(木) ～7月9日(月)
	7月31日(火)	午後1時	午後1時30分	長岡市立劇場 (長岡市幸町2-1-2)	長岡市(旧栃尾市、旧三島郡)、見附市、出雲崎町	6月21日(木) ～7月17日(火)
	8月26日(日)	午後1時	午後1時30分	長岡地域振興局 (長岡市四郎丸町173-2)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市	7月17日(火) ～8月13日(月)
魚 沼	7月13日(金)	午後1時	午後1時30分	小出郷福祉センター (魚沼市井口新田267)	魚沼市	6月1日(金) ～6月28日(木)

南魚沼	7月6日(金)	午後1時	午後1時30分	南魚沼市ふれ愛支援センター(サンライズ南魚沼) (南魚沼市坂戸399-1)	南魚沼市、湯沢町	5月25日(金) ～6月21日(木)
十日町	6月20日(水)	午後1時	午後1時30分	クロス10 (十日町市本町6丁目)	十日町市、津南町	5月11日(金) ～6月5日(火)
柏崎	7月3日(火)	午後1時	午後1時30分	柏崎エネルギーホール (柏崎市駅前2-2-30)	柏崎市、刈羽村	5月24日(木) ～6月18日(月)
上越	6月20日(水)	午後1時	午後1時30分	大潟コミュニティプラザ (上越市大潟区土底浜1081番地1)	上越市柿崎区、吉川区、大潟区、頸城区、上越市直江津地区	5月11日(金) ～6月5日(火)
	7月3日(火)	午後1時	午後1時30分	はーとぴあ中郷 (上越市中郷区二本木1763番地)	上越市中郷区、妙高市	5月24日(木) ～6月18日(月)
	7月15日(日)	午後1時	午後1時30分	上越市市民プラザ (上越市土橋1914-3)	上越市直江津地区、上越市高田地区、三和区、清里区	6月5日(火) ～7月2日(月)
	7月27日(金)	午後1時	午後1時30分	安塚コミュニティプラザ (上越市安塚区安塚777番地)	上越市浦川原区、大島区、安塚区、牧区	6月15日(金) ～7月12日(木)
糸魚川	7月31日(火)	午後1時	午後1時30分	糸魚川地域振興局 (糸魚川市南押上1丁目15-1)	糸魚川市、上越市名立区	6月21日(木) ～7月17日(火)
佐渡	7月25日(水)	午後1時	午後1時30分	アミューズメント佐渡 (佐渡市中原234-1)	佐渡市全域	6月15日(金) ～7月10日(火)
県庁	6月22日(金)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市(旧新潟市東地区、旧新潟市中央地区)	5月11日(金) ～6月7日(木)
	6月29日(金)	午後1時	午後1時30分	新潟ユニゾンプラザ (新潟市中央区上所2-2-2)	新潟市(旧新潟市西地区、旧黒埼町)	5月18日(金) ～6月14日(木)
	7月13日(金)	午後1時	午後1時30分	豊栄地区公民館 (新潟市北区東栄町1-1-15)	新潟市(旧豊栄市)	6月1日(金) ～6月28日(木)
	7月20日(金)	午後1時	午後1時30分	白根カルチャーセンター (新潟市南区上下諏訪木1811)	新潟市(旧白根市、旧味方村、旧月潟村、旧中之口村)	6月8日(金) ～7月5日(木)
	7月26日(木)	午後1時	午後1時30分	巻地区公民館 (新潟市西蒲区巻甲635)	新潟市(旧巻町、旧西川町、旧岩室村、旧潟東村)	6月15日(金) ～7月11日(水)

8月9日(木)	午後1時	午後1時30分	新潟健康センター (新潟市秋葉区程島1979-4)	新潟市(旧新津市、旧小須戸町、旧亀田町、旧横越町)	6月29日(金) ～7月25日(水)
9月9日(日)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	7月31日(火) ～8月24日(金)

2 受講対象者

平成21年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許更新手数料(新潟県収入証紙2,800円)を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

1の受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部で受講しようとする者は、管轄する地域振興局健康福祉(環境)部に、県庁で受講しようとする者は、新潟県県民生活・環境部環境企画課に、講習日の40日前から15日前までに提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行った後、狩猟に関する適性試験を行う。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉(環境)部又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉(環境)部又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉(環境)部又は新潟県県民生活・環境部環境企画課(025(280)5152)に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 イオンモール新発田
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) イオン新発田ショッピングセンター
(変更後) イオンモール新発田
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) イオンリテール株式会社ほか46者
(変更後) イオンリテール株式会社ほか39者
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
・イオンペット株式会社
(変更前) ペットシティ株式会社
(変更後) イオンペット株式会社
 - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
・株式会社ライトオン
(変更前) 代表取締役 藤原 政博
(変更後) 代表取締役 横内 達治
・ほか4者
 - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
・イオンペット株式会社
(変更前) 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
(変更後) 千葉県市川市南八幡4丁目17番8号
- 3 変更年月日
平成24年3月20日
- 4 変更の理由
大規模小売店舗の名称変更、小売業者の変更、小売業者の社名・代表者及び住所の変更による。
- 5 届出年月日
平成24年4月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、新発田市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年4月27日から平成24年8月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪機械等について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

ア	ロータリ除雪車 (2.2m級)	1台
イ	ロータリ除雪車 (2.2m級、スイング式雪切板付)	1台
ウ	ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイングオーガ装置付)	1台
エ	除雪ドーザ (16t級)	1台
オ	除雪ドーザ (16t級、反転エッジ、両サイドシャッター付)	2台
カ	除雪ドーザ (16t級、マルチプラウ、反転エッジ付)	1台
キ	除雪ドーザ (19t級、反転エッジ付)	1台
ク	除雪ドーザ (19t級)	2台
ケ	除雪ドーザ (19t級、反転エッジ、両サイドシャッター付)	1台
コ	小形除雪車 (1.0m級)	8台
サ	小形除雪車 (1.0m級、ロング雪切板付)	3台
シ	小形除雪車 (1.3m級)	1台
ス	小形除雪車 (1.3m級、草刈装置付)	1台
セ	小形除雪車 (1.3m級、ロング雪切板、草刈装置付)	2台
ソ	凍結防止剤散布車 (4t級、4WD)	1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年10月31日(水)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記1(1)ア～セについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記1(1)ソについては、落札決定に当たり、入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年7月12日法律第87号)によるリサイクル料金等(以下「リサイクル料金等」という。)を除いた金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の105分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。
- (6) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成24年6月7日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成24年6月8日(金) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成24年5月30日(水)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

なお、新潟県物品入札参加資格者で資格審査申請時に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Rotary snow plow (Plow length: 2.2-meter class) [1] unit
- ② Rotary snow plow with swing-type snow cutting blade (Plow length: 2.2-meter class) [1] unit
- ③ Rotary snow plow with snow bank clearing auger device (Plow length: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [1] unit
- ④ Snow loader (Wheel type: 16-ton class) [1] unit
- ⑤ Snow loader with reversible edge and dual-side shutters (Wheel type: 16-ton class) [2] units
- ⑥ Snow loader with multi-purpose plow and reversible edge (Wheel type: 16-ton class) [1] unit
- ⑦ Snow loader with reversible edge (Wheel type: 19-ton class) [1] unit
- ⑧ Snow loader (Wheel type: 19-ton class) [2] units

- ⑨ Snow loader with reversible edge and dual-side shutters (Wheel type: 19-ton class) [1] unit
 - ⑩ Small size rotary snow plow (Plow length:1.0-meter class) [8] units
 - ⑪ Small size rotary snow plow with long-type snow cutting blade (Plow length:1.0-meter class) [3] units
 - ⑫ Small size rotary snow plow (Plow length:1.3-meter class) [1] unit
 - ⑬ Small size rotary snow plow with weeding device (Plow length:1.3-meter class) [1] unit
 - ⑭ Small size rotary snow plow with long-type snow cutting blade and weeding device (Plow length:1.3-meter class) [2] units
 - ⑮ Ice control material spreader (Four wheel drive ; maximum carrying: 4-ton class) [1] unit
- (2) Deadline for bid submission:
5 : 00P.M. May 30, 2012
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5490
E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局告示

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、平成24年5月1日から実施する。

平成24年4月27日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

次の表の改正後の欄中項目の表示に下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県立吉田病院	内科、 <u>消化器内科</u> 、 <u>神経内科</u> 、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、歯科口腔外科、 <u>麻酔科</u>	新潟県立吉田病院	内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、歯科口腔外科、麻酔科
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月27日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>大音量でカーステレオ等を聞き、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して両耳を塞ぎ携帯音楽機器等を聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p>

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第28号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

平成24年4月27日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	委 嘱 期 間
青木 洋子	新潟東警察署生活安全課	新潟東警察署の管轄区域	平成24年4月1日から
山口 とも子			平成26年3月31日まで

小林 よし子		
富山 譲二 吉原 芳弘 仲村 幸男	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域
曾我 とみ子 青柳 和洋 池田 朝子	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域
豊岡 克 三ヶ月 彦衛 坂上 正吾 豊嶋 直美	江南警察署生活安全課	江南警察署の管轄区域
早川 新八郎 佐藤 美加	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域
斎藤 明美 羽藤 光治	佐渡西警察署生活安全課	佐渡西警察署の管轄区域
金子 敏之 稲葉 勝則	佐渡東警察署生活安全課	佐渡東警察署の管轄区域
鈴木 忠男 武田 隆	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域
長谷川 裕一 磯部 傑	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域
丹呉 久子 井上 喜美子	胎内警察署生活安全課	胎内警察署の管轄区域
佐藤 元美 庄司 博一	津川警察署生活安全課	津川警察署の管轄区域
鈴木 紀美子 亀山 照久	五泉警察署生活安全課	五泉警察署の管轄区域
池田 富子 武田 聡	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域
田中 八重子 渡辺 秀一	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域
小嶋 ノリ 和泉 徹	新潟南警察署生活安全課	新潟南警察署の管轄区域
小原 康宏 石川 和子 木原 孝夫	西蒲警察署生活安全課	西蒲警察署の管轄区域
川瀬 良子	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域
田邊 良夫 佐野 恒雄	加茂警察署生活安全課	加茂警察署の管轄区域
田中 隆宏 蝶名林 和男	見附警察署生活安全課	見附警察署の管轄区域
大勝 良治 小松 郁子 渡邊 幸一	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域
丸山 茂久 山崎 順市	与板警察署生活安全課	与板警察署の管轄区域
岩田 弘康 大形 艶子	小千谷警察署生活安全課	小千谷警察署の管轄区域
今井 裕子 渡邊 喜美代	小出警察署生活安全課	小出警察署の管轄区域

井口 幸治 山田 光昭 森下 律子	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域
越村 伸弥	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域
高島 正隆 内田 博志	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域